

新潟市秋葉消防署・新潟市秋葉消防署小須戸出張所 飲料自動販売機設置業者の募集要領

1 目的

この要領は、新潟市秋葉消防署及び新潟市秋葉消防署小須戸出張所において、職員が利用する飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置予定業者を公募型見積合わせにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領の事項を承知のうえ、お申込みください。

2 貸付物件

別添・仕様書のとおり

3 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第4項、新潟市公有財産規則に基づき賃借契約（以下「貸付」という。）により設置するものです。

4 貸付（設置）場所

募集 No.	施設名	所在地	設置場所	台数	面積
1	秋葉消防署	新潟市秋葉区程島 1958 番地 1	1 階食堂	1 台	1.5 m ²
2	秋葉消防署	新潟市秋葉区程島 1958 番地 1	2 階事務室 入口廊下	1 台	1.5 m ²
3	秋葉消防署 小須戸出張所	新潟市秋葉区新保 24 番地 6	1 階食堂	1 台	1.5 m ²

5 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。
（5年間・更新なし）

6 設置業者の応募資格の要件

次の要件を満たす法人又は個人が応募することができます。

- 申請時において、入札参加資格者名簿（業務委託）の登録コード9801「自販機設置（缶・ペット・紙パック飲料）」の登録があり、令和3・4年度の名簿登録申請を行っている者。
- 令和3・4年度業務委託入札参加資格審査申請書の受付票の写しを提出すること。（受付印のあるもの）

7 応募方法（公募型見積合せの実施）

（1）提出書類

貸付料（貸付単価）見積書を封筒に入れ、個人の場合は住所と氏名、法人の場合は所在地と名称を記載し、見積書提出場所に直接ご提出ください。

郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

（2）見積書提出期限

令和4年3月17日（木曜日）

（3）受付期間

公募の日から見積書提出期限の午前8時30分から午後5時まで

（土・日曜日及び祝日を除く）

（4）見積書提出場所

新潟市中央区鐘木257番地1

新潟市消防局 総務課施設係

電話：025-288-3221

（5）見積書提出にあたっての留意事項

ア 募集No.単位でそれぞれ見積合せを行います。複数応募される場合は、募集No.ごとに見積書を提出してください。

イ 見積金額は、貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を記載してください。

貸付単価に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位まで記入してください。

ウ 文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。

エ 見積書の返却は行いません。

（6）個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定および貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、応募資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

8 見積合せの注意事項

（1）業務履行に疑義がある場合、費用、履行体制について調査することがあります。

（2）見積書提出後に辞退する場合は、書面で届出するものとします。

（3）応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

9 設置予定業者の設定

（1）見積合せ日時

令和4年3月18日（金曜日） 午時9時00分

なお、応募者の立会いを求めないものとします。

- (2) 見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者として選定します。設置予定業者は公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し正式な設置業者となります。
- (3) 設置予定業者を決定したときは、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。
- (4) 落札となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、指定した日に、当該見積者にくじを引かせて設置予定業者を決定します。

1 0 設置予定業者の選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての選定を取消します。

- (1) 指定する期日までに貸付申請の手続きを行わなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと本市が判断したとき

1 1 設置業者が設置を辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者とし、新たな設置業者を決めることができるものとします。